

「Japan Expressway Pass」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、次の各号の高速道路会社及び地方道路公社（以下「道路会社等」という。）が実施する「Japan Expressway Pass」（以下「本商品」という。）について適用します。

- 一 東日本高速道路株式会社
- 二 中日本高速道路株式会社
- 三 西日本高速道路株式会社
- 四 宮城県道路公社
- 五 京都府道路公社
- 六 兵庫県道路公社

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 指定レンタカー会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品が利用できる自動車を貸し出すものとして道路会社等が指定した会社をいいます。
- 二 指定レンタカー 指定レンタカー会社が貸与する自動車をいいます。
- 三 指定 ETC カード 指定レンタカー会社が本商品利用者に使用を認めた ETC クレジットカードをいいます。
- 四 外国人等 日本国の在留資格を持つ外国人、または外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。
- 五 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 六 ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

(対象車両)

第3条 本商品をご利用いただける指定レンタカーの車種（道路会社等が公告する高速道路の料金車種区分により定められた車種をいいます。以下同じ。）は、ETC 無線通信により通行が可能な「普通車」に限ります。

(適用期間)

第4条 本商品をご利用いただける日は、2017年10月13日からとし、申込受付期間は2017年10月13日からとします。

(料金及び利用期間)

第5条 本商品のコース毎の料金及び利用期間は下表のとおりです。

| コース | 利用期間 | 料金 |
|---------|---|---------|
| 7 DAYS | 予め申込みされた利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込時）から連続する最大7日間のうち指定ETCカードを指定レンタカーカー会社に返却する時まで | 20,000円 |
| 14 DAYS | 予め申込みされた利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込時）から連続する最大14日間のうち指定ETCカードを指定レンタカーカー会社に返却する時まで | 34,000円 |

(注1) 利用期間は、指定レンタカーカー会社がお客様に自動車等を貸与する期間ではなく、暦のうえでの日数です。

(注2) 西日本高速道路が管理する関空橋を通行する車両に対して課税される関空橋利用税（1往復につき100円）は本商品の料金に含みません。

- 2 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、指定レンタカーカー会社の指定する営業所でお申し込みください。
- 3 本商品が適用されない利用については、本商品が適用されない料金が請求されます。なお、本商品が適用されない利用とは次のいずれかに該当した場合です。
 - 一 利用期間外の利用
 - 二 次条第1項対象道路外の有料道路の利用
- 4 本商品の料金及び本商品が適用されない料金は指定レンタカーカー会社が指定する営業所にてお支払いください。

(対象道路及び適用される走行)

第6条 本商品は、次の各号に掲げる道路（以下「対象道路」という。）の走行にのみ適用されます。（対象道路外の有料道路の利用について本商品の適用対象外とします。）。

- 一 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、北海道内の高速道路、第二神明道路及び関門トンネルを除く。）
 - 二 宮城県道路公社が管理する三陸自動車道（利府中IC～鳴瀬奥松島IC）
 - 三 京都府道路公社が管理する京都縦貫自動車道（丹波IC～宮津天橋立IC）
 - 四 兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路（姫路JCT～和田山IC）
- 2 利用期間内の前項要件を満たす走行であれば、利用回数に制限されません。

(利用条件)

第7条 本商品の適用により高速道路をご利用の際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- 一 外国人等であること
- 二 前号に該当することを証明することができるパスポートまたは永住権許可書を携行していること
- 三 利用期間内に対象道路を通行していること
- 四 日本で運転可能なことを証明することができる運転免許証を携行していること
- 五 指定レンタカーと指定ETCカードとの組み合わせで使用すること
- 六 この約款に同意していること

(利用方法)

第8条 本商品は、事前に指定レンタカー会社の指定する営業所にて申し込み手続きを行って、指定レンタカーを借り受け、指定ETCカードを受け取ってください。

- 2 関係法令、ETCの利用方法を遵守のうえ、前項による自動車と指定ETCカードを使用して入口をETC走行し、高速道路をご通行ください。もし入口ETCレーンが閉鎖していた場合は、通行券を取ったうえ一般レーンから進入し、出口で一般レーンに行き通行券と指定ETCカードを提示してください。(ただし、入口で通行券を発券しない高速道路においては、係員の指示に従ってください。)
- 3 本商品の適用要件を満たす場合であっても、通行料金をお知らせする料金所の路側表示器、ETC車載器のモニター及び車載器の音声案内等では、本商品の適用前の料金額を案内します。
- 4 旅程が終了しましたら、指定レンタカー会社に指定レンタカー及び指定ETCカードを返却してください。

(解約等)

第9条 本商品の解約は、申込み手続きを行った指定レンタカー会社の営業所にて、利用開始前まで可能です。

- 2 本商品は、第5条に定める利用期間内において第6条に定める走行をした時点以降、いかなる理由によっても、途中解約、払戻し及び一部返金は行いません。
- 3 本商品は、利用期間内に指定ETCカードを用いて第4条に定める走行をしなかつた場合は自動的に解約となります。既に本商品の料金を支払っている場合には、本商品の料金を支払った指定レンタカー会社の営業所にて本商品の料金を返金します。
- 4 本商品の申込み後、申込み内容は変更できません。本商品の申込みを一旦解約して、再度申込みを行ってください。

(取消)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本商品の申込みを取消し、すべての走行について、本商品の適用対象外とします。

- 一 利用期間中に同一の指定 ETC カードが 2 台以上の車両で使用されたとき
- 二 本商品が不正な走行の手段として利用されたとき
- 2 前項の場合において、料金を不法に免れたと認められる場合は、通常料金のほか割増金が加算されます。

(個人情報)

第11条 本商品の申込者の個人情報は、別に定めるプライバシー保護に関する方針に従って適切に扱います。

(免責事項)

第12条 道路会社等は、次の各号に掲げる場合、本商品の申込者が被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 道路会社等の責めに帰すことができない ETC 利用上の事情により、本商品の利用に影響を及ぼした場合
- 二 通行止めまたは渋滞等の交通障害により、本商品の利用に影響を及ぼした場合
- 三 天災地変その他不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼした場合
- 四 道路会社等の責めに帰すことができない申込み内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼした場合
- 五 道路会社等の責めに帰すことができない通信の盗聴、妨害もしくは通信上の事故により、本商品の申込者の個人情報が漏洩し、改ざんまたは窃取された場合

(約款の変更)

第13条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。

- 2 道路会社等は、前項の変更を行った場合、変更内容を道路会社等のホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 道路会社等は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(その他)

第14条 この約款は日本語を原文とし、その他の言語は訳文とします。その他の言語の訳文は日本語の原文の参考として作成するものであり、すべて日本文の約款が優先するものとします。

附則

この約款は、2017年10月13日から適用します。